

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	令和4年度第1回清須市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和4年11月18日(金) 午後1時15分から午後2時05分
開 催 場 所	清須市役所(北館)3階 研修室
議 題	1 開会 2 議事 (1) 事業費納付金と標準保険税率について (2) 国民健康保険の状況について (3) その他 3 閉会
会 議 資 料	1 次第 2 委員名簿 3 配席図 4 国民健康保険法施行令(抜粋)・清須市国民健康保険条例(抜粋) 5 清須市国民健康保険運営協議会規則 6 清須市附属機関等の公開に関する要綱 7 資料1 事業費納付金と標準保険税率について 8 資料2 国民健康保険税の流れ 9 資料3 国民健康保険の状況 10 資料4 国民健康保険の状況 11 資料5 令和4年度清須市国民健康保険運営協議会今後の開催予定
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	1名
出 席 委 員	公益代表:河野委員、岡田委員、水野委員 保険医等代表:前田委員、大前委員、宮田委員 被保険者代表:山田委員、後藤委員
欠 席 委 員	佐藤委員
事 務 局	(市民環境部 保険年金課) 石田市民環境部長、犬飼保険年金課長補佐、岡田国民健康保険課長補佐 (三輪課長欠席)

会議の経過《意見の要旨》

●事務局

定刻となりましたので、ただ今から、「令和4年度第1回清須市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。司会を努めさせていただきます、保険年金課課長補佐の岡田でございます。会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。お手元でございます「配布資料一覧」の1から11まで、別に国民健康保険関係語句の説明、以上をお配りしております。不足の資料等はございませんでしょうか。

なお、委嘱状につきましては、あらかじめお手元に置かせていただきましたので、よろしくお願いたします。関係各位に委員の委嘱をお願いしましたところ全員の方に委嘱をご承諾頂きありがとうございます。今後ともお世話になりますが、よろしくお願申し上げます。

開会に先立ちまして、委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。本日は、佐藤委員が欠席しております。本協議会は、清須市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、委員の過半数以上の出席があり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立していることをまずご報告いたします。

本日の会議に入ります前に、委員の皆様にあらかじめご了承ください事項として、清須市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めております。この中で附属機関等の会議及び会議録は、清須市情報公開条例の規定に基づき非公開という扱いをしているものを除き、原則公開することとなっております。したがって、本協議会は公開とさせていただきます。それでは、傍聴者が見えておりますので、入場していただきます。しばらくお待ちください。

それでは、ただ今から、清須市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会にあたりまして、永田市長よりご挨拶申し上げます。

●永田市長

皆さんこんにちは。日頃は、市行政の推進にご尽力を賜りますとともに、本協議会の委員をお引き受けくださいましたこと、厚くお礼申し上げます。

本日はコロナ禍の中、また、公私ともにご多忙の中、令和4年度第1回清須市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。運営協議会委員の任期につきましては、3年間となっております。国民健康保険事業は、加入者の健康保持と、安心して医療機関を受診するために重要な役割を担っておりますので、忌憚のないご意見をよろしくお願いたします。

さて、国保会計につきましては、平成30年度から保険制度の広域化が行われ、愛知県に財政運営の主体が移りまして5年目を迎えようとしています。本市の国民健康保険は、高齢化の進行に伴い60歳以上の加入者割合が高く、少子高齢化による被保険者数の減少、被用者保険の拡大による被保険者数の減少、新型コロナウイルス感染症の影響や医療の高度化による医療費の増加など、国民健康保険の運営を

取り巻く状況は厳しいものがあります。

今後も安心して医療を受けることができる国保制度の安定的な運営のため、委員の皆様方には、幅広い視点からご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

●事務局

続きまして、次第3「委員紹介」に移ります。

今年度、新たに委員に就任していただく方がお見えになりますので、委員の皆さまをご紹介いたします。

私から、委員の皆さまのお名前を名簿の順に申し上げます。

公益代表、女性の会顧問、河野ともえ様、民生委員・児童委員、岡田巖様、農業委員会会長、水野格廉様、保険医・保険薬剤師代表、医師、前田修様、歯科医師、大前豪様、薬剤師、宮田壮一様、被保険者代表、山田充子様、後藤 規之様です。ありがとうございました。

それでは、市長は他の公務がございますのでここで退席させていただきます。よろしくお祈りします。

<市長退席>

なお、事務局は、市民環境部長の石田、保険年金課長補佐の犬飼、私、課長補佐の岡田、が出席しています。保険年金課長の三輪ですが、本日欠席しておりますのでよろしくお願いいたします。

●事務局

続きまして、次第4、「会長の選任」に移ります。会長の選任につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員の中から、全委員によって選挙するよう規定されております。従いまして、会長の選挙は公益代表委員の河野ともえ様、岡田巖様、水野格廉様の中から推薦をお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

(後藤委員挙手)

●事務局

後藤委員

●後藤委員

被保険者代表の後藤と申します。昨年、会長を務められた河野さんが、適任だと思いますが、いかがでしょうか。

●事務局

ただいま後藤委員から河野委員を会長に推薦する発言がございました。皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、会長を河野委員にお願いしたいと思います。なお、会長の任期は、令和7年10月31日まででございます。河野委員、会長席へお願いいたします。

それでは、会長就任にあたり一言ご挨拶をお願いします。

●河野会長

この度、協議会の会長を賜りました河野でございます。よろしくお願いいたします。

この協議会は、国保事業の運営に関する重要事項に対し、変更などの事態が生じた場合に、諮問を受けて答申をするという任務を負う協議会であります。従って、私どもの日常の生活に密着したことを協議する機関であり、その任務を十分に果たすためには、皆様のお知恵とご協力がなければこの職責を果たすことができないと考えております。今後ともご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます

●事務局

ありがとうございました。

続きまして、次第6、会長職務代理者の選任をお願いいたします。

会長職務代理者選任につきましては、会長に一任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がございませんので、河野会長、会長職務代理者の指名をお願いします。なお、会長職務代理者の選任につきましても、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員の中から選任することとなりますのでよろしくお願いいたします。

●河野会長

水野委員に職務代理者をお願いしたいと思います。

●事務局

只今、会長の指名により会長職務代理者に水野委員が選任されました。会長職務代理者の任期は、令和7年10月31日まででございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第7議事を始めます。

では、これからは、清須市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり会務を総理していただくこととなりますので会長に、議長をお願いいたします。それでは、河野会長よろしくをお願いいたします。

●河野会長

それでは、清須市国民健康保険運営協議会規則に基づきまして、私がこの会議の進行を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には、清須市国民健康保険運営協議会規則第9条の規定により、会長より前田修委員、山田充子委員を指名します。

ただ今から、議事に入らせていただきます。

それでは、(1)「事業費納付金と標準保険税率」についてと(2)「国民健康保険の状況」について、を事務局から説明をお願いします。

●事務局

本日の会議では、国民健康保険の運営、特に財政面についてのお話と国民健康保険の状況・課題についてお話しさせていただき、それを踏まえて次回以降どういったことを協議していくか説明したいと思います。

資料(1)をご覧ください。平成30年度に行われた国民健康保険の制度改革移行により、それまで市町村単独で運営していたものが、愛知県が財政運営の責任を担うこととなりました。愛知県は年間医療費の見込みを推計し、各市町村が納めるべき事業費納付金の額を見込みます。また、事業費納付金を納めるための各市町村の保険税率の参考となる標準保険税率を算定し、提示しています。清須市は標準保険税率を参考に保険税率を決定し、また、保険税を財源とし愛知県へ事業費納付金を支払います。言葉の説明ではイメージしにくいと思いますので、図を使って説明します。

まず国保会計の中で大きな支出の割合を占める医療費について説明します。資料(1)の「医療費」の流れという図をご覧ください。被保険者の方が医療機関で診療を受けた場合、かかった医療費の3割を、仮に1万円の医療費だとすると3千円を窓口で支払い、負担しています。では、あと7千円はどうなっているかといいますと、医療機関は、国民健康保険団体連合会(以下、国保連という。)という団体へ、残りの7割を請求します。国保連には、愛知県内の医療機関からの請求が集まり、月ごと、市町村ごとに仕分けられ、各市町村に請求をします。各市町村はこの請求を受けて、残りの7割の医療費を国保連に支払い、国保連は各医療機関に支払をします。令和3年度に清須市が支払った総額は、39億3,248千万9千円になります。この39億円余のお金は、図のとおり愛知県から補助、交付金を受けて支払われています。令和3年度に清須市が愛知県から受けた交付金額は38億5,165万7千円です。清須市が国保連に支払った金額と愛知県から受けた交付金額に差がありますが、これは年度単位で集計しているため、年度をまたいで精算されており、清須市が支

払った金額は100%愛知県からの補助により支払を行っております。

では、愛知県から清須市への補助金はどこからくるのか、(資料2)を使って説明します。愛知県は県内の市町村に「事業費納付金」を納めてもらい、それを財源として補助金を交付しています。令和3年度に愛知県から清須市へ請求があった事業費納付金は、17億5,126万4,843円でした。図のAの矢印の流れになります。清須市は、この事業費納付金を支払うため、図のBの矢印の流れになりますが、被保険者の皆さんに国民健康保険税を賦課し、被保険者の皆さんは市に税を納めていただいております。これは図のCの矢印の流れになります。矢印Bの流れの中で、令和3年度清須市は、3年度平均で8,279世帯、12,814人の方に、総額で16億1,228万8,930円の国民健康保険税を賦課しました。そして、矢印Cの流れの中で、被保険者の皆様から総額で13億677万3,898円の国民健康保険税を徴収しました。清須市が賦課した16億余円に対し、2億7,765万9,179円の収入不足で、徴収率としては81.00%となっています。

図の最後の流れ、Dの矢印の流れですが、清須市は徴収した国民健康保険税を財源に、愛知県に事業費納付金を納めます。令和3年度は徴収した国民健康保険税だけでは、請求された事業費納付金を納めるのに、まだ4億余円不足します。この不足には、国・県の補助金を充当した上で、更に不足する部分を市の一般会計から補填することでまかなっております。

最初に申し上げたように平成30年度からこのような体制で国保運営を実施して参りました。これまでの推移を資料3にまとめております。

被保険者は、世帯とも年々減少しており、全市に対しての国保加入率は世帯で27.12%で3割を切っており、被保険者では18.2%で2割を切っている状況です。社会保険の加入条件の拡大や団塊の世代の後期高齢者医療への移行などで今後も減少が続くと考えております。

次に保険給付費いわゆる医療費の推移についてです。医療費は逆に年々増加傾向にあります。令和2年度はコロナ禍での医療控えにより減少しておりますが、翌3年度はコロナ禍以前以上に増加し、今年度4年度は更に増加するものとして予算を計上しているところです。

つづいて国民健康保険税の収納額の推移についてです。平成30年度から令和3年度まで減少傾向にあります。これは被保険者の年齢構成が高齢化やコロナ禍による収入の減少が影響していると考えております。

次に事業費納付金の推移です。こちらは数字だけを見ると令和元年度をピークに減少しておりますが、令和2,3年度は愛知県が基金を取り崩し、市町村に割り当てる事業費納付金の総額を減らす特別な措置をしたため減少したもので、基本は先にお話ししたように医療費が増加すれば、事業費納付金を増加する比例関係となっており、4年度の予算額は前年度より増加見込んで計上しております。

最後にここまでご説明した国民健康保険の財政運営での体制やこれまでの状況や課題をふまえて皆様に何を協議・ご意見をいただきたいかを説明します。

資料2の図に戻って、平成30年度以降、愛知県が医療費の財源となる事業費納付金を決定し、それを納めるために必要な標準的な税率を示してきました。平成30年度当時は県の示した税率と清須市がそれまで定めていた税率には大きな差がありました。一気に標準税率にしてしまうと被保険者に大きな負担増となるため、5年かけて段階的に標準税率に近づけていこうと、当時の運営協議会で協議・決定しました。以降毎年税率について、皆様にご意見をいただき見直しを行っているところです。資料4は過去3年度の税率の推移となっております。

来年度の事業費納付金と標準保険税率については、本日、仮の数値ではありますが愛知県が各市町村の担当者を集め説明会を行っており、その場で示されることとなっております。事務局では、次回の会議においてこの数字をお示しし、皆様に協議をいただきたいと考えております。説明は以上です。

●河野会長

それでは、本件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

(水野委員挙手)

●河野会長

水野委員

●水野委員

資料2の「不足額の補填」の中の「国・県補助金」とあるのは、国民健康保険税の収入不足を補填するための補助金ではないですね。

●事務局

その通りです。この補助金は、国民健康保険税を賦課する際に、所得の低い方には7割、5割、2割の軽減がかかるのですが、その軽減分に対する財政支援になっております。

●水野委員

徴収率についてですが、81%という数字は非常に低いですが。

●事務局

国民健康保険税は、「現年度課税分」、「滞納繰越分」という区分に分けて収入しております。「現年度分」とは、令和3年度を基準にして説明しますと、令和3年度に賦課し、令和3年度収入できたもので、「滞納繰越分」とは令和2年度以前に賦課されて、令和3年度に収入できたものです。資料2の図にあります「B：令和3年度賦課額16億余円」と「C：令和3年度納付額13億余円」については、それぞれ

れ「現年度課税分」、「滞納繰越分」を合計した金額となっています。なお、「現年度課税分」、「滞納繰越分」それぞれの令和3年度の徴収率については、「現年度課税分」が、92.93%、「滞納繰越分」が、22.88%となっています。

●水野委員

徴収率について、他の市町村に比べ、清須市はどのような状況なのか。

●事務局

本日は、資料を持ち合わせていないので、次回の協議会において資料を用意し、説明します。

●会長

他にご質問はありますか。他にご質問もございませんので、次に、「議事（3）その他」を、事務局から説明をお願いします。

●事務局

資料5をご覧ください。今後の会議開催予定です。次回以降、あと3回の開催を予定しています。第2回を12月中旬ごろ、第3回を1月上旬、第4回を1月中旬に開催したいと考えています。できれば皆さんで協議いただき開催日を決定したいと思います。よろしくお願いします。

(委員により協議)

●会長

協議の結果、第2回、12月14日水曜日、第3回、1月11日水曜日、第4回、1月16日月曜日になりました。時間はいずれも13時30分からとなります。よろしくお願いします。

●事務局

開催の1週間前をめどに郵便で案内を差し上げます。よろしくお願いします。

●会長

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。皆様方のご協力によりまして、会議を円滑に進めることができましたことを厚くお礼申し上げます。

●事務局

それではこれもちまして、令和4年度第1回清須市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

本日は、ご多忙の中ありがとうございました。

(午後2時5分 閉会)

会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり
問 合 せ 先	市民環境部 保険年金課 0 5 2 - 4 0 0 - 2 9 1 1

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。

令和4年12月14日

会 長 河野 ともえ

委 員 前田 修

委 員 山田 充子